

制定 令和4年5月24日

改正 令和4年7月22日

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）実施要領を次のとおり制定する。

令和4年5月24日

一般社団法人発明推進協会 会長 岩井 良行

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）交付要綱（20220302特第1号。以下「要綱」という。）に基づき、自身の研究成果をスタートアップにおいて事業化させる予定の者（以下「間接補助事業者」という。）の優れた技術やイノベーションのグローバルな事業化支援の一環として一般社団法人発明推進協会（以下「補助事業者」という。）が行う、間接補助事業者による、自身の研究成果に係る日本出願を基礎とした外国特許出願（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）における間接補助事業者に対する補助金（補助事業者が経済産業大臣から交付を受けた補助金をその財源として交付する補助金をいう。以下「間接補助金」という。）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第2条 補助事業者は、間接補助事業を行う者であって、次の第1号から第5号の要件を満たす者に対し、外国特許出願に必要な経費であって、要綱別表に掲げる外国出願助成費のうち、間接補助金交付の対象として補助事業者が必要かつ適当と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で間接補助金を交付する。ただし、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者（第6号のいずれかに該当する者を除く。）及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）（以下「中小企業者等」という。）又は別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本間接補助金の交付対象としない。

（1）既に日本国特許庁に行っている出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT国際出願」という。）を含む。以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）を基礎として、次のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定の者。

（ア）パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年1月6日にハーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の

保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。)等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法

- (イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「特許協力条約」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)(ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。)
 - (2) 本間接補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である者。
 - (3) 本要領その他補助事業者が別に定める必要な事項に基づく間接補助事業者から補助事業者への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等(以下「選任代理人」という。)の協力が得られる者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる者。
 - (4) 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に協力することを了承する者。
 - (5) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うことを了承する者。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答することを了承する者。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。
 - (6) 次の(ア)から(カ)いずれかの項目に該当する者。ただし、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社もしくは投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合に該当する者については、中小企業者等以外の者であって、事業を営む者(以下「大企業」という。)として取り扱わないものとする。
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
 - (エ) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
 - (オ) 間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等
 - (カ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者等
- 2 助成対象経費には、日本国特許庁に支払う費用(PCT国際出願に要する国際出願手数料を含む。)を含まないものとする。
 - 3 間接補助事業者が他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、間接補助事業者の持分比率に応じた額(ただし、間接補助事業者が負担した額の範囲内)を助成対象経費とする。

(補助率及び上限額等)

第3条 間接補助金の補助率は、第2条に規定する助成対象経費の2分の1以内とする。

2 上限額は、1出願ごとに150万円とする。間接補助事業者が他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、間接補助事業者の持分比率に応じた額(ただし、間接補助事業者が負担した額の範囲内)を上限額とする。

3 採択件数は、1申請者あたり年間30件を上限とする。ただし、事業の実施状況等を勘案して年度途中に見直す場合がある。

(交付の申請)

第4条 間接補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を補助事業者に提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の交付の申請をするに当たって、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 交付申請者による前条第1項の規定に基づく交付の申請又は間接補助事業者による第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求若しくは第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 補助事業者は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第8条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令又は同条第3項の規定に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付に係る選定の基準)

第7条 補助事業者は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、設置した委員会において、次の各号に掲げる事項を基準として審査を行う。

- (1) 出願先での権利取得の可能性
- (2) スタートアップによる事業化の実現性
- (3) 出願先での市場性や事業性
- (4) 自身の保有特許権の他者への実施許諾率
- (5) 外国への特許出願比率
- (6) 外国特許出願に必要な資金能力の有無及び資金計画の妥当性
- (7) 第1号から前号までに規定するもののほか、補助事業者が委員会の承認をもって別に定める審査基準

(交付決定の通知)

第8条 補助事業者は、前条の規定により第4条第1項の規定による申請書の内容を審査し、間接補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額について、間接補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 間接補助事業者は、間接補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に補助事業者に書面をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の経理等)

第10条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、補助事業者の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を補助事業者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 出願国の法令及び出願形式に合わせるための形式的な変更である場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 間接補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を補助事業者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 補助事業者が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が補助事業者に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、補助事業者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が補助事業者に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 補助事業者は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 補助事業者は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、間接補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、補助事業者が行う弁済の効力は、補助事業者が定める規定に基づき、補助事業者が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を補助事業者に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、補助事業者の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を補助事業者に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度内であって補助事業者が別に定める日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を補助事業者に提出しなければならない。

- 2 間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、第1項の補助事業者が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書を補助事業者に提出しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、補助事業者は期限について猶予することができる。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(間接補助金の額の確定等)

第16条 補助事業者は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が間接補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。

- 2 補助事業者は、間接補助事業者に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の間接補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の間接補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(間接補助金の支払)

- 第17条 間接補助金は前条第1項の規定により交付すべき間接補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により間接補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算(概算)請求書を補助事業者に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う間接補助金の返還)

- 第18条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに補助事業者に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 補助事業者は、第11条第1項第2号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 間接補助事業者が、法令、要綱、本要領又は法令、要綱若しくは本要領に基づく補助事業者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、偽りその他不正の手段によって、交付の申請をし、交付決定を受けたと認められる場合
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (6) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 補助事業者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 補助事業者は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく間接補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(守秘義務)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の実施により知り得た間接補助事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、少なくとも、間接補助事業者の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願件数について外部公表しなければならない。また、間接補助事業者に対し、間接補助事業者の名称、所在地及び交

付の決定を受けた出願件数に加え、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額についても外部公表されることについて、周知しなければならない。

(査定状況等の報告)

- 第21条 間接補助事業者は、間接補助事業により行った外国特許庁への出願について、補助事業者の承認を受けずに、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、間接補助事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5月末日までに、様式第9により査定状況を補助事業者に報告しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、第2条第1項第4号の規定による国及び補助事業者等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第22条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

- 第23条 本要領のほか、第7条第1項第7号の規定による審査基準及び第15条第1項の規定による実績報告書の提出締切日その他補助事業の実施に必要な事項は、補助事業者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年度予算から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第 1

年 月 日

一般社団法人 発明推進協会
調査研究グループ サポートデスク

申請者 住所 〒

名称
代表者の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)
間接補助金交付申請書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）実施要領（以下「実施要領」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）交付要綱（2 0 2 2 0 3 0 2 特第 1 号）及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに○）

<input type="checkbox"/>	①企業
<input type="checkbox"/>	②その他（大学等）

2. 過去における本補助金の支援実績（いずれかに○）

<input type="checkbox"/>	①実績なし
<input type="checkbox"/>	②実績あり
<input type="checkbox"/>	②の場合、確認事項
<input type="checkbox"/>	査定状況報告書を提出している
<input type="checkbox"/>	フォローアップ調査を提出している

※実施要領第 2 条第 1 項第 4 号及び第 2 1 条に定める事項（補助事業完了後 5 年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出）

3. 申請者情報

3-1. 申請者の概要（企業のみ記入）

資本金	従業員数	法人番号	業種
円	人		アイテムを選択してください。

※申請者の概要であって、スタートアップの概要ではありません。

【確認事項（□にチェック及び記入してください）】

□実施要領第 2 条に規定された「中小企業者等」には該当しない。

実施要領第2条第1項第6号のいずれかに該当する者（みなし大企業）である場合は、出資者と出資比率や過去の課税所得額など、対応する事項を記載してください。

--

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求められます。

3-2. 申請者の保有特許権の他者への実施許諾率（該当するものに○）

申告		公開情報を利用	
----	--	---------	--

（「申告」の場合、記入必須）

国内特許権の保有件数	うち実施許諾中の件数	実施許諾率
		%

←小数点第二位を四捨五入。

※令和3年3月31日調査時点の値を記入してください。

※確認のため、必要がある場合には、実施許諾契約書の写し等の提出を求められます。

（「公開情報を利用」の場合、いずれかに○）

	文部科学省「令和2年度 大学等における産学連携等実施状況について」様式5（特許取得及び管理状況、特許出願経費等）
	その他（名称及びURLを記入。） 名称： URL：

3-3. 申請者の外国出願比率

※J-PlatPatを用いて、①出願人名：申請者の名称（日は日本語、米欧は英語、中は中国語、韓は韓国語）及び②公開日：2019年1月1日-2021年12月31日、の条件で日米欧中韓それぞれの公報を検索すること。

出願国	件数	検索に用いた出願人名
国内(A)	日本	
外国(B)	米国	
	欧州	
	中国	
	韓国	
外国出願比率 B/(A+B)	%	←小数点第二位を四捨五入。

4. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○）

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ダイレクトPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）

5. 外国特許庁への当該出願について、共同出願予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

（有の場合）

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

--	--	--

6. 外国特許庁への当該出願の基礎となる出願の内容

日本国出願番号		出願日	
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ		出願日	
筆頭IPC(分かる場合) ※メイングループまで可			
出願人			
登録番号		登録日	
権利者			
発明の名称			
発明の内容			

※「4.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「4.」で③に○を付した場合であって、先のPCT国際出願を優先権主張の基礎とする場合には、「日本国出願番号」欄に先のPCT国際出願の番号を記載してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※基礎となる出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への当該出願に関する出願計画の内容

発明の名称	
発明の内容	
出願人	
出願(予定)国	
出願スケジュール	
審査請求スケジュール (審査請求制度があるもののみ)	<input type="checkbox"/> 出願と同時(同日)(注1)に行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他()
基礎となる出願の内容を補正して外国出願する場合、補正の内容と必要性を記入	

※「出願人」及び「発明者」の欄は全ての出願人や全ての発明者を明記してください。

※「4.」で③に○を付した場合であって、特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(ダイレクトPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)の場合には、PCT国際出願時に日本国を指定国として含まなければこの補助金の対象となりません。PCT国際出願時に日本国を指定国として含める場合には、「出願(予定)国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

(注1) 同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

8. 当該出願の新規性、進歩性等

①添付する先行技術調査関連資料（いずれかに○）

	ISR（国際調査報告） *PCT 出願に伴い取得
	本件国内出願の拒絶理由通知書または特許査定通知
	民間の調査会社による先行技術調査
	申請者自身による先行技術調査
	その他（ ）

②先行技術調査の結果（いずれかに○）

	新規性・進歩性を否定する文献 (X, Y 文献) 無し
	一部の請求項に X, Y 文献有り
	全ての請求項に X, Y 文献有り

③特許取得の見込み(いずれかに○)

	補正無しで特許取得可能
	補正により特許取得可能
	その他

④補正の内容等

--

9. (削除)

10. 設立予定又は設立済みのスタートアップの事業概要

--

11. 出願する技術を活かした製品・サービス等の概要

--

12. スタートアップ設立に関する体制

--

13. スタートアップ設立に向けたスケジュール

--

14. 国内及び出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

--

15. 当該出願技術の事業化がもたらすもの

--

16. 競争的研究費の活用等、その他アピールしたい点

--

17. 外国特許庁への当該出願の費用に関する他の公的機関の支援制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

（有の場合のその内容）

補助事業者名 （自治体等） 及びURL	https://
出願国	
支援制度の内容	

18. 間接補助金交付申請額

_____ 円

（内訳）

（単位：円）

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
外国出願経費合計					
（経費合計－消費税）					
助成対象経費					
持ち分に応じた対象経費（注1）					
間接補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。
（注1）費用負担割合の範囲内。

19. 外国特許庁への当該出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

- ・事務所名：
- ・所在地：〒
- ・URL：https://
- ・代表者：
- ・担当弁理士：
- ・連絡先：(電話番号)
(メールアドレス)

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)

20. 了承事項等（□にチェック）

- 当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなど、採択（交付）決定後に行った作業に係る経費のみが助成対象となることを了承した。
- 実施要領第2条第1項第4号及び第21条第2項に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等））、実施要領第21条第1項に定める事項（採択案件の査定状況報告書の提出）について了承した。
- 実施要領第2条第1項第5号に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について了承した。
- 実施要領第11条第1項に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について了承した。
- 実施要領第20条第2項に定める事項（間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願件数、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表）について了承した。
(※上記以外の事業計画等の申請内容については公表されることはありません。)
- 実施要領第21条第1項に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を了承した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならないとなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承した。
- 添付書類の「登記簿謄本等の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。
- 本申請書において交付を申請する外国出願（共同出願の場合は、自身の持分について）は、本支援以外の国費又は国費を財源とする資金による支援に対して申請中でなく、採択もされていない。

21. 申請者の担当及び連絡先

担当者 (職名及び氏名)			
電話番号		メールアドレス	

様式第1の添付書類

添 付 書 類 一 覧
1. 登記簿謄本の写し 2. 会社事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 5. （未公開の場合）外国特許庁への出願の基礎となる出願にかかる出願書類等 （国内出願の場合は、拒絶理由通知書、意見書、手続補正書等、PCT国際出願の場合は、 国際調査報告書、見解書、補正書等も含めること。） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. （該当者のみ）外国特許庁への出願が共同出願の場合は持ち分割合及び費用負担割合が 記載されている契約書等の写し 10. （該当者のみ）「貸金引上げ計画の誓約書」・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」・ 前年度の「法人税申告書別表1」 11. その他補助事業者が定める事項 ※1. ～4. は申請者が企業の場合のみ

（注1）「会社事業概要」は、事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

また、交付申請書の「18. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、P C T国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願に関する拒絶理由通知書や特許査定通知等の写しによる代用が可能。

法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て
(申請者)

選任代理人 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び選任代理人の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) への
協力承諾書

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたします。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の補助事業者宛ての実績報告における下記書類の提出

(1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類

①外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの）

(2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

①現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳が記載されているもの、あるいは、記載されていない場合でも、他の関連書類の記載により補完可能であるもの）

②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書

③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

※現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望する他の通貨に換算して請求している場合は、根拠となる参考レート

④外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）のエビデンス（領収書、料金表等）

⑤その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑥「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（2）（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用（外国特許庁費用（オフィシャルフィー等）・現地代理人手数料等（サービスフィー等）別に記載）、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、現地代理人への支払いの際に使用した為替レート（1\$=〇円等）も記載すること。

※交付決定を受けた申請者の選任代理人が、同申請者の代表者に対して、選任代理人が仲介した現地代理人からの請求内容を確認し、様式第6の別紙（証明書）を提出する場合は、上記の③・④の提出は不要とする。

※出願国において、日本の出願人も利用できる出願料等の減免制度がある場合は、積極的に活用すること。

2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

外国特許庁及び国際事務局（WIPO）が発行する出願受理通知や領収書等の書類については、最低限、外国出願が受理された日、外国特許庁等が付与した出願番号及び補助対象となる外国特許庁への支払費用の日本語訳を付し、また、現地代理人が発行する請求書についても、補助対象経費となる支払費用が分かるよう日本語訳を付して提出すること。

3. 申請者・補助事業者からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

補助事業者宛ての実績報告の提出が円滑に実施され、申請者に同補助金の交付に関する不利益が生じないよう上記の協力をすることを同意します。

了承事項等（□にチェック）

- 当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなど、採択（交付）決定後に行った作業に係る経費のみが助成対象となることを了承した。
- 外国特許庁等への納付手数料は、出願手数料及びPCT国際出願に係る各指定国への移行時の手数料のほか、外国特許庁等への出願料と同日に支払う費用（審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金、PPH費用等）のみが助成対象となることを了承した。
- 実施要領第2条第1項第1号及び第11条第1項に定める事項（本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点、計画変更が必要な点）について了承した。
- 実施要領第21条第1項に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を了承した。
- 出願費用の他に、出願後の中間応答費用等が発生する可能性がある旨を申請者に対し明確に説明した。

様式第1の別添（記載例）

役員等名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケレン ジッシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役
トウホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	取締役
カンサイ シロウ	関西 次郎	S	45	12	24	M	株式会社訓練	取締役
トッキョ ハコ	特許 花子	S	55	04	18	F	株式会社訓練	監査役

（注）

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

補助事業者の名称
及び代表者の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）間接補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって申請のありました令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 間接補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）間接補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 外国特許庁への出願の基礎となる出願番号：
3. 外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額は、次のとおりとします。

外国出願経費	円
助成対象経費	円
間接補助金の額	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における外国出願経費、助成対象経費及び間接補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
4. 間接補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と交付決定金額とのいずれか低い額とします。

ただし、間接補助金の額は、中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）実施要領（以下「実施要領」という。）第3条に定める上限額の範囲内となります。
5. 間接補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）交付要綱（20220302特第1号）及び実施要領の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - （1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
 - （2）適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
 - （3）相当の期間間接補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 間接補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、実施要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 海外付加価値税（VAT）等の返還可能性のある費用については、将来当該費用が返還された場合には、当該費用の返還額の2分の1を補助事業者に戻さなければなりません。
8. 間接補助事業者から補助事業者への必要書類の提出については、外国特許庁への出願業務を国内弁理士等に依頼する場合には、交付申請書別紙の協力承諾書記載の協力事項につき国内弁理士等の協力を得なければならず、また、自ら現地代理人に直接依頼する場合等においては、交付申請書別紙の協力承諾書記載の協力事項を自ら行わなければなりません。
9. 国及び補助事業者等が行う補助事業完了後の状況調査に対し協力しなければなりません。
10. 実施要領第9条から第16条、第18条、第19条、第21条及び第22条に掲げる条件を遵守しなければなりません。
11. 間接補助事業者は、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願件数、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額及び確定金額について公表されることをご了承ください。

責任者：(組織名) (役職) ○○

担当者：○○、○○

電話：○○-○○○○-○○○○ (内線○○○○)

様式第3

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称
代表者の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
計画変更(等)承認申請書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)実施要領第11条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の間接補助金交付申請額

円

(内訳)

(単位:円)

国名/合計		外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計/合計
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
外国出願経費合計	変更前					
	変更後					
(経費合計-消費税)	変更前					
	変更後					
助成対象経費	変更前					
	変更後					
持ち分に応じた対象経費(注1)	変更前					
	変更後					
間接補助金額	変更前					
	変更後					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金額を記載。
(注1) 費用負担割合の範囲内。

(注) 間接補助金交付申請額を変更する場合は、対応する「外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し」と「外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）」を添付すること。

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第4

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称
代表者の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
事故報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)実施要領第13条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 5

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称
代表者の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
状況報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金 (日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 実施要領第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の遂行状況
2. 助成対象経費の区分別収支概要

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称
代表者の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
実績報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金 (日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 実施要領第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業

(1) 外国特許庁への出願の方法 (該当するものに○)

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (国内出願を基礎として行った PCT 国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (ダイレクト PCT 国際出願を同国の国内段階に移行する方法)

(2) 外国特許庁への出願内容等

外国特許庁への出願内容 (概要)		
外国特許庁への出願の基礎となる出願の番号		
外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日
共同出願における持ち分割合及び費用負担割合 ※共同出願の場合のみ記入		
持ち分割合		費用負担割合

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
間接補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 経費の内訳

(単位：円)

国名／合計		外国特許庁へ の出願手数料	現地代理人 費用	国内代理人 費用	翻訳費用	国別計／合計
	実績額					
	実績額					
外国出願経費 合計	実績額					
(経費合計－ 消費税)	実績額					
助成対象経費	実績額					
持ち分に応じた 対象経費(注1)	実績額					
間接補助金額 充当額	交付決定額					
	実績額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。
 ※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。
 (注1) 費用負担割合の範囲内。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方 (弁理士等名)	支出年月日
国内		
現地		

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

3. 補助金の振込先金融機関名等

金融機関名		支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号	フリガナ 預金名義	

4. 実施要領第21条第2項の規定によるフォローアップ調査の送付先

担当者 (職名及び氏名)			
送付先	(〒)		
電話番号		メールアドレス	@

※送付先に変更が生じた場合は補助事業者へご連絡ください。

5. 当該出願に関連するスタートアップ設立に関する今後の予定

--

6. 外国における事業展開等に関する今後の予定

--

(注1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類と、外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類（選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須）を添付すること。

(注2) 共同出願の場合は、持ち分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写しを添付すること（申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要）。

7. GビズID取得の有無（いずれかに○）

有		無	
---	--	---	--

※特許庁では、行政サービスの活用を促進いただくために、GビズIDの取得を推進しております。

※GビズIDを取得すると、様々な行政サービスを利用することが可能になります。

https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html

※採択された事業者には、GビズIDの取得へのご協力をお願いさせていただいております。

日 法人等にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て
(申請者)

選任代理人 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び選任代理人の氏名

証明書

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）の交付決定を受けた案件（「〇〇〇（基礎出願又は外国出願の発明の名称等案件を特定するものを記載）」）に関し、貴団体に対する請求の立替金（現地代理人からの請求部分）について、下記の1. 及び2. を確認し証明します。

なお、貴団体から支払いを受けた後に、下記1. 及び2. に瑕疵があることが発覚した場合は、速やかに不適切な請求部分を貴団体に返還いたします。

記

1. 外国特許庁への出願費用（外国特許庁費（オフィシャルフィー等））

現地代理人からの当該部分に係る請求が、出願国における特許等知的財産権を所管する行政機関が公表している料金と整合していること。

※料金減免制度等を利用した場合は、軽減後の料金。

2. 現地代理人に対する支払いの際に使用する為替レート

請求書に記載した為替レートが、送金金融機関が設定する送金日の為替レートと合致していること。なお、現地代理人から、実際に支払った現地通貨ではなく、他通貨に換算して請求されている場合は、現地代理人の請求日の相場等の換算レートと比較し、著しく乖離がないことを確認していること。

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称
代表者の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
精算(概算)払請求書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)実施要領第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算)払請求金額(算用数字を使用すること。)
円
2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

金融機関名			支店名	本・支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号		フリガナ	
			預金名義	

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

様式第 8

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称
代表者の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）実施要領第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 間接補助金額（実施要領第 16 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 間接補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 間接補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所
名称
代表者の氏名

令和 年度中小企業等知的財産活動支援事業費補助金
(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業) 間接補助金
外国特許庁への出願の査定状況報告書

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金(日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業)実施要領第21条第1項の規定に基づき、外国特許庁への出願の査定状況について下記のとおり報告します。

記

1. 外国特許庁への出願内容等

基礎出願の番号		採択年度	
発明の名称			
出願人			
外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日	

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

2. 外国特許庁の査定状況等

外国特許庁への出願国名	査定状況(注1)	特許番号又は拒絶理由等

(注1) 特許査定・拒絶査定・審査中(応答含む)・審判中・審査未請求等

3. 外国における事業展開等の進捗状況

--